

世田谷区公報

目次

条 例

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(3)……………2
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(4)……………2
- 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(5)……………2
- 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(6)……………3
- 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(7)……………5
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(8)……………5
- 規 則
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(3)……………5
- 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4)……………6
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(5)……………7
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(6)……………7
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(7)……………7
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(8)……………7
- 地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則(9)……………8
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10)……………8
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(11)……………8
- 世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則(12)……………8
- 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(13)……………8
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(14)……………8
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則(15)……………8
- 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則(16)……………9
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する

- 規則(17)……………9
- 世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則(18)……………9
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(19)……………9
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則(20)……………14
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則(21)……………14
- 訓 令 甲
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正(3)……………14
- 告 示
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(59)……………15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(60)……………15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(61)……………15
- 令和元年第2回世田谷区議会定例会招集の告示(62)……………15
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(63)……………15
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(64)……………15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(65)……………15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(66)……………15
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(67)……………15
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示(68)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(69)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(70)……………16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(71)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(72)……………16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(73)……………16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(74)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(75)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(76)……………16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(77)……………17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の変更の告示(78)……………17
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の変更の告示(79)……………17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

- に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(80)……………17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(81)……………17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(82)……………17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(83)……………17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(84)……………17
- 世田谷区立九品仏地区会館の供用中止の告示(85)……………17
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(86)……………18
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(87)……………18
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(88)……………18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(89)……………18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(90)……………18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(91)……………18
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(92)……………18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(93)……………18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(94)……………18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(95)……………18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(96)……………18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(97)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100)……………19
- 地方自治法に基づく予算の公表(101)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(102)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(103)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(104)……………19
- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示(105)……………20
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(106)……………21
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(107)……………21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108)……………21

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (109).....21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (110).....21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (111).....21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (112)21
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める区道指定の告示 (113).....21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (114).....21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (115)21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (116)21
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (117).....22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (118).....22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (119).....22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (120).....22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (121).....22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (122).....22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (123).....22
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (8)22
- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (9)23
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (10)23
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (11)23
- 世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告 (12).....23
- 世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告 (13)23
- 規 則 (教)**
- 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (9).....24
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (10)24
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (23)25

- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和元年 6月 3日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (24)25
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (25)25
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (6).....25
- 告 示 (監)**
- 地方自治法に基づく平成30年度財政援助団体等監査に係る措置結果公表の告示 (6)25

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和元年 6月25日
世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第 3 号**
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第 4 号**
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第 5 号**
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第 6 号**
世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第 7 号**
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第 8 号**
世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成10年 3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。
第 9 条本文中「以外の勤務」の次に「(以下「超過勤務」という。))」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。
2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。
第 9 条の 3 第 1 項中「第 9 条に規定する勤務 (以下「超過勤務」という。))」を「超過勤務」に改める。
附 則

(施行期日)
1 この条例は、令和元年 7月 1日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
2 職員の給与に関する条例 (昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。
第15条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成12年 3月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。
第10条本文中「以外の勤務」の次に「(以下「超過勤務」という。))」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。
2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
第11条の 2 第 1 項中「第10条に規定する勤務 (以下「超過勤務」という。))」を「超過勤務」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和元年 7月 1日から施行する。
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)
2 幼稚園教育職員の給与に関する条例 (平成12年 3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。
第20条第 1 項中「第10条」を「第10条第 1 項」に改める。
(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)
3 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (平成12年 3月世田谷区条例第23号)の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中「第10条に規定する勤務」を「第10条第 1 項に規定する超過勤務」に改める。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年10月世田谷区条例第43号)の一部を次のように改正する。
目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条」を「第20条」に改める。
第12条第 1 項第 1 号中「負傷」の次に「(以下「世帯主の負傷」という。))」を加え、同項第 4 号中「、被害金額がその」を「の被害金額がその家財の」に、「三分の一以上の損害を受けた場合」を「3分の1以上である損害 (以下「家財の損害」という。))」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。
(4) 住居の全体の滅失又は流失
第12条第 2 項中「に掲げる」を「の」に

改める。

第13条第1項第1号中「療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。))」を「世帯主の負傷」に改め、同号イ中「家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。))」を「家財の損害」に改め、「住居の損害」の次に「(住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。))」を加え、同号イを同号アとし、同号中ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、同項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ニ」を「エ」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中「滅失した」を「滅失し、又は流失した」に改め、同号ニを同号エとし、同項第3号中「第1号のハ」を「第1号ウ」に、「前号のロ若しくはハ」を「前号イ若しくはウ」に改める。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条第2項中「保証人」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。))と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。

第14条第1項中「すえ置期間中」を「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中」に、「すえ置期間経過後」を「据置期間経過後」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項ただし書中「災害援護資金の貸付けを受けた者(以下(借受人士という。))」を「借受人」に改める。

第17条を削る。

第18条中「支払い」を「支払」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「支払い」を「支払」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

付則第2条第1項中「及び第14条」を「及び第14条第2項」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、「(保証人を立てる場合にあっては、無利子)」を削り、同条第2項中「第20条第1項」を「第19条第1項」に、「支払いの猶予」を「支払の猶予」に、「支払い期入日」を「支払期日」に改め、同条第3項中「、第17条の規定にかかわらず」を削り、「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する

災害援護資金の貸付けについて適用する。

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

第1条 世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

付則第15条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第15条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。))」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第15条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第15条第8項中「付則第15条第1

項から第7項まで」を「付則第15条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第8項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改める。

第2条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第24条第2項中「各号または」を「各号又は」に、「および」を「、(前条第6項の施行規則で定めるものを含む。))及び」に、「前条第1項または」を「前条第1項又は」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「同法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「第23条第1項、第2項もしくは第3項の規定によって」を「第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定により」に、「または第23条第7項の規定によって」を「又は同条第8項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

付則第14条の3の次に次の1条を加え

る。
 （軽自動車税の環境性能割の非課税）
 第14条の3の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第14条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第15条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第3項中「三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日までを「ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「軽自動車」が平成30年4月1日から平成31年3月31日までを「ガソリン軽自動車」が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第4項中「三輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日までを「ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「軽自動車」が平成30年4月1日から平成31年3月31日までを「ガソリン軽自動車」が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改める。

付則第15条の2の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

第3条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第15条第1項中「次項から第4項まで」を「次項から第5項まで」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項から第5項まで」に改める。

（世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定中「付則第14条の3」を「付則第14条の3の2」に改め、同改正規定のうち付則第14条の4に係る部分に次のように加える。

2 区長は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 区長は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第14条の6の規定により読み替えられた第37条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境

性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定中付則第14条の5に係る部分を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第37条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上め軽自動車とする。

2 区長は、当分の間、第37条の10の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定のうち付則第14条の8第2項に係る部分中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条に係る部分に次のように加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第37条の6（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第15条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条の規定（附則第1条第2号の改正規定及び附則第3

条第2項の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中世田谷区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定、第24条第2項の改正規定、第24条の2の改正規定、第24条の3の改正規定及び第25条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和3年4月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の特別区民税(以下「区民税」という。)に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日以前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第24条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき世田谷区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第24条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の第10条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分け、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自

動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「令和元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年7月世田谷区条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2 東京都市計画都営下馬アパート周辺地区地区整備計画の部文教住宅地区の項キ欄第2号中「前項」を「前号」に改め、同欄第3号中「前2項」を「前2号」に改め、同欄第4号中「前2項」を「前2号」に、「同項」を「同号」に改め、同欄第5号中「この部」を「この号」に、「第1項から第3項まで」を「第1号から第3号まで」に改め、同部住宅地区の項キ欄第1号中「25m」を「15m」に改め、同欄第2号を次のように改める。

2 前号の規定にかかわらず、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の決定の告示(平成31年4月1日世田谷区告示第374号)があった日(以下この号において「基準日」という。)において現に存する建築物で、その高さが15mを超えるもの(以下この号において「15mを超える既存建築物」という。)の敷地として使用され

ている土地の区域(以下この号において「既存区域」という。)において、基準日以後に建築される建築物で、高木(高さが4m以上である樹木をいう。)を敷地内に植栽したもの(既存区域と既存区域以外の土地を1の敷地として建築する場合にあっては、既存区域に存する建築物の部分に限る。)の高さは、15mを超える既存建築物の高さ以下とすることができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和元年6月25日
世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第3号**
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第4号**
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第9条の規定による」を「第9条第1項に規定する」に改め、同条第3項中「第9条ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

第7条の3を第7条の4とし、第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第7条の2 任命権者は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数(第1号にあっては時間)の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 第3号に規定する部署以外の部署に勤務する職員(次号に掲げる職員を除く。)

次のア及びイに定める時間

ア 1月において超過勤務を命ずる時間について45時間

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間

(2) 1年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員

次のアからウまでに定める時間及び月数

ア 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となった日から当該日が属する月の末日までの期間(以下「特定期間」という。)において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数

ウ 特定期間の末日の翌日から1年の末日までの期間において前号アに定

<p>める時間及び当該期間の月数に30を乗じて得た時間</p> <p>(3) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数</p> <p>ア 1月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満</p> <p>イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間</p> <p>エ 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月</p> <p>2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、その超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。</p> <p>3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、その超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第25条第15項ただし書中「(第5号様式)」を削る。</p> <p>第3号の2様式中「第7条の2、第7条の3」を「第7条の3、第7条の4」に改め、「㊦」を削り、「第7条の2第2項第2号」を「第7条の3第2項第2号」に改める。</p> <p>第3号の3様式中「第7条の2、第7条の3」を「第7条の3、第7条の4」に改め、「㊦」を削る。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和元年11月30日までの間におけるこの規則による改正後の第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期</p>	<p>間」とあるのは「5月の期間（令和元年7月以降の期間に限る。）とする。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <hr/> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年12月世田谷区規則第58号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条」を「第18条」に改める。</p> <p>第5条第2項中「別記第1号様式」を「第1号様式」に改める。</p> <p>第6条第1項中「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項第2号中「前前年」を「前々年」に改める。</p> <p>第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。</p> <p>第15条第1項中「第20条」を「第19条」に、「支払い」を「支払」に、「別記第13号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に、「償還金支払猶予承認通知書（別記第14号様式）」を「償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に、「別記第15号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第16条とする。</p> <p>第14条第1項中「第19条」を「第18条」に、「支払い」を「支払」に、「別記第10号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に、「違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）」を「違約金支払免除決定通知書（第11号様式）」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に、「別記第12号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第15条とする。</p> <p>第13条第1項中「別記第7号様式」を「第7号様式」に改め、同条第2項中「に掲げる」を「の」に改め、同条第3項中「災害援護資金償還免除承認通知書（別記第8号様式）」を「災害援護資金償還免除決定通知書（第8号様式）」に改め、同条第4項中「別記第9号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第14条とする。</p> <p>第12条中「別記第6号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。</p> <p>第10条中「前条の」を削り、同条を第11条とする。</p> <p>第9条中「及び保証人の印鑑登録証明書」を「の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書）」に、「別記第5号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第10条とする。</p> <p>第8条第1項中「別記第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。</p> <p>第6条の次に次の1条を加える。 (保証人を立てない場合における利率)</p>	<p>第7条 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。</p> <p>附則第2条第1項中「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第2項を削る。</p> <p>別記第1号様式中「(第5条)」を「(第5条関係)」に、「名称」を「名称」「電話」を「電話番号」に改め、同様式を第1号様式とする。</p> <p>別記第2号様式を次のように改め、同様式を第2号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第3号様式を次のように改め、同様式を第3号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第4号様式中「(第8条)」を「(第9条関係)」に、「殿」を「あて」に、「世田谷区長 ㊦」を「世田谷区長名 ㊦」に改め、同様式を第4号様式とする。</p> <p>別記第5号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「年パーセント」を「有(年1パーセント) 無」に、「年賦・半年賦」を「年賦 半年賦 月賦」に改め、同様式を第5号様式とする。</p> <p>別記第6号様式中「(第12条)」を「(第13条関係)」に、「世田谷区長殿」を「世田谷区長 あて」に改め、同様式を第6号様式とする。</p> <p>別記第7号様式を次のように改め、同様式を第7号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第8号様式を次のように改め、同様式を第8号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第9号様式を次のように改め、同様式を第9号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第10号様式中「(第14条)」を「(第15条関係)」に、「世田谷区長殿」を「世田谷区長 あて」に、「支払い」を「支払」に改め、同様式を第10号様式とする。</p> <p>別記第11号様式を次のように改め、同様式を第11号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第12号様式中「(第14条)」を「(第15条関係)」に、「殿」を「あて」に、「世田谷区長 ㊦」を「世田谷区長名 ㊦」に、「支払い」を「支払」に改め、同様式を第12号様式とする。</p> <p>別記第13号様式を次のように改め、同様式を第13号様式とする。 様式省略</p> <p>別記第14号様式中「(第15条)」を「(第16条関係)」に、「償還金支払猶予承認通知書」を「償還金支払猶予決定通知書」に、「殿」を「あて」に、「世田谷区長 ㊦」を「世田谷区長名 ㊦」に、「支払いの猶予を承認した」を「支払を猶予します」に、「承認期間」を「決定期間」に改め、同様式を第14号様式とする。</p> <p>別記第15号様式中「(第15条)」を「(第16条関係)」に、「殿」を「あて」に、「世田谷区長 ㊦」を「世田谷区長名 ㊦」に、「支払い」を「支払」に改め、同様式を第15号様式とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記第16号様式中「(第16条)」を「(第17条関係)」に、「世田谷区長殿」を「世田谷区長 াতে」に、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式を第16号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

次に掲げる規則を公布する。

令和元年6月28日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第5号

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第6号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第7号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第8号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第9号

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第10号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第11号

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第12号

世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第13号

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第14号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第15号

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第16号

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第18号

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

規則

世田谷区規則第21号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例(平成31年3月世田谷区条例第1号)のうち世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)別表第3の1の部世田谷区立三軒茶屋区民集会所の項の改正規定の施行期日は、令和元年7月1日とする。

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部玉川総合支所副支所長の款世田谷区用賀出張所の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 世田谷区二子玉川出張所, 東京都世田谷区玉川四丁目4番5号

別表第1の2の部玉川総合支所副支所長の款世田谷区用賀まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 世田谷区二子玉川まちづくりセンター, 東京都世田谷区玉川四丁目4番5号

別表第2の4の部保育担当部の款世田谷区立世田谷保育園の項中「東京都世田谷区若林四丁目37番11号」を「東京都世田谷区若林五丁目27番18号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月16日から施行する。ただし、別表第2の4の部保育担当部の款世田谷区立世田谷保育園の項の改正規定は、同月22日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 災対玉川地域本部の項中

Table with 3 columns: 用賀拠点隊, 拠点隊長, 用賀まちづくりセンター所長

用賀まちづくりセンター

を

Large table structure with multiple rows and columns, containing text and smaller tables. Includes terms like '用賀拠点隊', '拠点隊長', '二子玉川拠点隊', '用賀まちづくりセンター', '中', 'を'.

ター所長	
二子玉川まちづくりセンター	二子玉川まちづくりセンター
ター所長	

に改める。

附 則
この規則は、令和元年7月16日から施行する。

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則
地価公示図書閲覧規則(昭和45年4月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。
第2条中「及びまちづくりセンター」を「、まちづくりセンター」に改め、「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を、「(烏山まちづくりセンターを除く。)」の次に「及び総務部政情報課」を加える。
第3条に次のただし書を加える。
ただし、土曜日が出張所の業務を行う日に当たる場合における当該日の出張所においては、この限りでない。
第4条中「午前9時」を「午前8時30分(前条ただし書の場合における土曜日の出張所においては、午前9時)」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を加える部分に限る。)は、令和元年7月16日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年10月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。
別表第1条例別表第1教育委員会の部1の項の部1の項中「(用賀出張所二子玉川分室を含む。)」を削る。

附 則
この規則は、令和元年7月16日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和59年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。
第16条の表中「特発性多中心性キャスルマン病」を「特発性多中心性キャスルマン病 332. 膠様滴状角膜ジストロフィー 333. ハッチンソン・ギルフォード症候群」に改める。

附 則
この規則は、令和元年7月1日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区学童クラブ条例施行規則(平成25年2月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。
第10条第1項第3号中「を受けているとき」を「の支給対象であるとき(当該世帯が学校給食費(学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。)のみを当該就学援助として受けることができる場合を除く。)」に改める。

附 則
1 この規則は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の世田谷区学童クラブ条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による利用料の減額又は免除に係る手続については、施行日前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例(平成31年3月世田谷区条例第11号)の施行期日は、令和元年7月22日とする。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則
世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。
別表5の項中第8号を第14号とし、第7号の次に次の6号を加える。
(8) 法第25条の5第2項の規定による命令
(9) 法第25条の7の規定による指導及び助言
(10) 法第25条の8第1項の規定による勧告
(11) 法第25条の8第2項の規定による公表
(12) 法第25条の8第3項の規定による命令
(13) 法第25条の9第1項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問

附 則
この規則は、令和元年7月1日から施行する。

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則
世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次のように改正する。
第10条第1項中「準用される場合」の次に「、法第8条各項の規定に基づき適用される場合」を加え、「第9号様式」を「第9号様式の(1)(2)」に改める。
第11条第1項中「準用される場合」の次

に「、法第8条各項の規定に基づき適用される場合」を加え、「第11号様式」を「第11号様式の(1)(2)」に改める。
別表第1号中「民法第877条第1項に定める扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していないときは、前々年分の所得税額。以下同じ。)」を「絶対的扶養義務者(民法第877条第1項に規定する直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)について、法第19条、第20条(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は第46条の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第392条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に改め、同号の表中「所得税額」を「所得割の額」に、「1,470,000円」を「564,000円」に改め、別表第4号中「第1号及び第2号」を「第1号から第3号まで」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号を同表第4号とし、同表第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号の次に次の1号を加える。
2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母と

世田谷区公報

なった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第9号様式を削り、第8号様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

第9号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第10号様式及び第10号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第10号の3様式裏面以外の部分中「CS手術（ ）」を「CS LVFX DLM手術（ ）」に改める。

第11号様式を削り、第10号の13様式の次に

に次の2様式を加える。

様式省略

第12号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表の規定は、令和元年6月1日（以下「適用日」という。）以後の入院に係る自己負担の額について適用し、適用日前の入院に係る自己負担の額については、なお従前の例による。
- 適用日から附則第1項ただし書に定める日（以下「基準日」という。）の前日までの間において、この規則による改正後の別表の規定により新たに入院に係る自己負担の額が生じる。こととなる者の入院に係る自己負担の額については、区長が別に定める。
- 基準日において、現に入院している者であつて、この規則による改正後の別表の規定により新たに入院に係る自己負担の額が生じることとなるものの入院に係る自己負担の額については、区長が別に定める。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号様式、第9号の2様式及び第11号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区風景づくり条例施行規則（平成11年3月世田谷区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2、別表第3、別表第7から別表第10までの規定、別表第12及び別表第13中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則（平成6年7月世田谷区規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1号の2様式を次のように改める。

様式省略

第1号の3様式第1面中「(租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替のみ対象)」を削り、同様式第3面及び第4面を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区住宅用家屋証明事務施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工 (240)	人力掘削	m	13,100	
2	U形溝工 (240)	機械掘削	m	12,400	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工 (240・蓋)	人力掘削	m	23,500	
4	U形溝工 (240・蓋)	機械掘削	m	22,800	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工 (240)	人力掘削	m	23,500	
6	特L形・U形溝工 (240)	機械掘削	m	22,500	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工 (250B)	人力掘削	m	18,200	
8	L形溝工 (250B)	機械掘削	m	17,300	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工 (300B)	人力掘削	m	19,000	
10	L形溝工 (300B)	機械掘削	m	18,000	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工 (CO-240)		m	43,200	
12	U形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	73,000	

世田谷区公報

13	浸透U形ます工（400特）	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	168,100	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	107,100	
15	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	54,600	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	58,900	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	55,300	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	59,500	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,600	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,700	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,800	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,100	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,900	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	9,300	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	16,000	RC-40・1.5cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	13,800	RC-40・15cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	人力施工	m ²	10,600	RM-40・15cm+密粒（再生）・5cm
28	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	機械施工	m ²	9,400	RM-40・15cm+密粒（再生）・5cm
29	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	人力施工	m ²	12,300	RM-40・15cm+粗粒（再生）・5cm+密粒（再生）・5cm
30	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	機械施工	m ²	15,100	RM-40・15cm+粗粒（再生）・5cm+密粒（再生）・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	9,200	
32	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	人力施工	m ²	6,500	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	5,600	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	5,500	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表基層打換）	人力施工	m ²	11,500	RC-40・平均3cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表基層打換）	機械施工	m ²	9,900	RC-40・平均3cm+透水性アスファルト処理・5cm+開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	人力施工	m ²	6,500	RM-40・平均3cm+密粒（再生）・5cm
38	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	5,300	RM-40・平均3cm+密粒（再生）・5cm
39	アスファルトコンクリート（25型）舗装工（表基層打換）	機械施工	m ²	8,300	RM-40・平均3cm+粗粒（再生）・5cm+密粒（再生）・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	26,400	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	78,300	蓋・枠取替えを含む。

世 田 谷 区 公 報

42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	7,600	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,000	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	51,900	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	60,600	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	74,600	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	31,400	
48	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	56,100	ソケット取付工を含む。
49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	66,200	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	11,000	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	13,500	
52	水替工	—	日	7,200	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	18,400	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m ²	2,300	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第4条関係)

(単位:円)

種 別	形 状 寸 法		単 位	単 価			備 考		
				人 力 施 工		機 械 施 工			
排水本管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一 般	困 難	97,300	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				123,800	129,900				
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	131,200	137,500	103,500			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	144,300		151,200	115,500
						深さ3.40m以上		m	—
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	141,400	148,100	111,000			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	155,400		162,800	123,900
						深さ3.40m以上		m	—
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	83,400	101,300	60,800			
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	109,300		116,100	69,300
				深さ2.20m以上2.60m未満	m	134,500		141,300	103,800
				深さ2.60m以上3.00m未満	m	147,400		154,500	115,800
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	161,100		168,800	128,300
	排水本管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	28,900	—		21,100	
					深さ1.00m以上1.40m未満	m		35,600	—
内径200mm		深さ1.00m未満	m	30,300	—	22,600			
				深さ1.00m以上1.40m未満	m	37,000	—	25,700	
				深さ1.40m以上1.80m未満	m	61,200	71,300	43,500	
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	74,300	84,500	52,400	
				深さ2.20m以上2.60m未満	m	99,300	109,700	73,100	

世 田 谷 区 公 報

	内径250mm	深さ2.60m 以上	m	108,200	118,600	81,000			
		深さ1.00m 未満	m	37,600	—	27,900			
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	46,000	—	31,800			
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	65,800	76,200	47,200			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	79,300	89,800	56,300			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	104,700	115,400	77,200			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	114,000	129,800	85,500			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	127,100	—	97,500			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	内径300mm	深さ1.40m 未満	m	53,000	—	37,600			
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	73,700	85,200	53,300			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	88,200	99,800	62,800			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	114,500	126,400	84,300			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	124,600	141,700	93,300			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	138,600	—	106,100			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	内径350mm	深さ1.80m 未満	m	79,100	91,300	57,900			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	93,800	106,000	67,400			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	119,000	131,500	87,500			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	130,300	143,400	97,600			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	146,600	—	113,000			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	取付管（硬質塩化ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	—	23,800		—	深さは、排水本管（人孔間）の平均土被りとする。
			深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	—	25,600		—	
			深さ1.40m 以上	m	—	27,800		—	
		内径200mm	深さ1.00m 未満	m	—	29,800		—	
			深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	—	31,500		—	
			深さ1.40m 以上	m	—	33,700		—	
管防護工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm用	m	—	14,200	13,400				
	内径200mm用	m	—	14,900	14,100				
	内径250mm用	m	—	16,600	15,700				
	内径300mm以上用	m	—	17,000	16,300				
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m 未満	箇所	一 般	—	203,000	深さは、人孔深さとする。 コンクリート蓋使用は、3,200円を加算する。		
				困 難					
		232,100	—						
	深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	249,800	—	218,300				
	深さ1.20m 以上	箇所	288,100	290,300	246,800				
	矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.00m 未満	箇所	490,800	—	436,500			
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	567,400	571,400	504,800			
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	614,400	618,400	544,200			
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	665,400	669,400	586,700			
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	748,400	752,800	657,700			
		深さ2.00m 以上	箇所	875,000	881,600	778,000			
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	463,800	—	394,100			
深さ1.20m 以上1.40m 未満		箇所	537,600	541,100	453,000				

世田谷区公報

	組立 ^く 矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	581,300	584,800	487,000
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	678,000	682,800	568,600
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	759,200	766,700	637,700
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	854,900	872,100	729,700
		深さ2.80m 以上3.20m 未満	箇所	961,100	978,200	832,200
		深さ3.20m 以上	箇所	—	—	—
		深さ1.20m 未満	箇所	469,400	473,300	431,700
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	501,700	505,600	458,700
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	540,600	544,600	492,400
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	600,600	605,000	544,800
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	687,600	694,300	628,200
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	771,000	785,100	706,000
		深さ2.80m 以上	箇所	833,900	848,000	771,400
		組立 ^く 矩形人孔 内法120cm×60cm	深さ1.20m 未満	箇所	559,500	563,500
	深さ1.20m 以上1.40m 未満		箇所	588,200	592,100	538,000
	深さ1.40m 以上1.60m 未満		箇所	635,700	639,600	579,400
	深さ1.60m 以上2.00m 未満		箇所	706,700	711,100	642,000
	深さ2.00m 以上2.40m 未満		箇所	808,700	815,300	735,000
	深さ2.40m 以上2.80m 未満		箇所	908,300	922,400	833,000
	深さ2.80m 以上		箇所	982,200	996,300	905,000
	組立 ^く 円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	406,300	409,800	365,800
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	446,800	450,300	397,800
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	493,400	498,300	438,900
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	529,100	533,900	466,100
深さ2.00m 以上2.40m 未満		箇所	582,300	589,800	513,300	
深さ2.40m 以上2.80m 未満		箇所	645,300	662,500	574,100	
深さ2.80m 以上		箇所	—	—	—	
副管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	高さ1.00m 未満	箇所		88,500	89,700
		高さ1.00m 以上1.50m 未満	箇所		106,400	108,000
		高さ1.50m 以上2.00m 未満	箇所		135,800	137,900
		高さ2.00m 以上	箇所		153,500	155,900
副管（硬質塩化ビニル管）	内径200mm	高さ1.00m 未満	箇所		126,800	128,100
		高さ1.00m 以上1.50m 未満	箇所		145,700	147,400
		高さ1.50m 以上2.00m 未満	箇所		174,900	177,100
		高さ2.00m 以上	箇所		194,100	196,600
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸型ます	—
				80,300	89,800	
	内径50cm	深さ1.00m 未満	箇所	83,500	—	—
		深さ1.00m 以上	箇所	100,600	—	—
		深さ1.00m 未満異形乙使用	箇所	—	96,100	—
		深さ1.00m 以上異形乙使用	箇所	—	113,200	—
		深さ1.00m 未満異形丙使用	箇所	—	96,200	—
		深さ1.00m 以上異形丙使用	箇所	—	113,200	—
	内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		274,300	—

深さは、ます深さとする。
内径50cm鉄蓋使用は6,100円を、内径70cm鉄蓋使用は5,300円を加算する。

世田谷区公報

雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	-	
				75,000	128,700		
	内径50cm		箇所	82,300	135,900	-	
	内径35cm	格子蓋 (角型)	箇所	74,900		-	
	内径50cm	格子蓋 (標準型)	箇所	90,900		-	
L形側溝	250B		m		14,300	13,400	
	300B		m		14,800	13,900	
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm		m		6,600	6,000	
	300B用コンクリート厚さ10cm		m		7,100	6,400	
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工 (厚さ3cm)		m ²		2,800	-	
試験掘工	A型 (2.00m×1.00m×1.50m)		箇所		102,000	-	
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m)		箇所		31,800	-	
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m)		箇所		15,900	-	
	A型 (2.00m×1.00m×1.50m) アスファルト仮復旧		箇所		107,800	-	
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m) アスファルト仮復旧		箇所		34,700	-	
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m) アスファルト仮復旧		箇所		17,900	-	
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額						
障害物切回し	東京都下水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額						

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表出張所所長の項中「(用賀出張所長については、用賀出張所二子玉川分室に属するものを除く。)」を削り、同表用賀出張所次長(用賀出張所二子玉川分室を担当する者)の項を削る。

附 則

この規則は、令和元年7月16日から施行する。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則（昭和60年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談担当係長(地域振興課長が指定

する者)の項及び北沢総合支所地域振興課、玉川総合支所地域振興課、砧総合支所地域振興課及び烏山総合支所地域振興課調整係長の項中「及び二子玉川まちづくりセンター開設準備担当係長」を削り、同表玉川総合支所地域振興課二子玉川まちづくりセンター開設準備担当係長(地域振興課長が指定する者)の項を削り、同表総合支所区民課係長(区民課長が指定する者)の項中「出張所長及び用賀出張所二子玉川分室を担当する用賀出張所次長」を「出張所所長」に改め、同表出張所所長の項中「(用賀出張所二子玉川分室を担当する用賀出張所次長に委任することを除く。)」を削り、同表用賀出張所次長(用賀出張所二子玉川分室を担当する者)の項を削り、同表中

「世田谷地域」を「世田谷地域」に改める。

総合支所地域調整課調整担当係長

その所管に納通知の審

属する物品の出納保管及び出査に関すること。

を「世田谷地域」に改める。

田谷 総合支所地域調整課地域調整担当係長

に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月16日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第3号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年4月世田谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保 坂 展 人

別表総合支所区民課の部区民係又は区民・戸籍担当に勤務する職員(戸籍事務に従事する職員を除く。)の項中「区民係」の次に「、戸籍係(世田谷総合支所区民課戸籍係に限る。)」を加え、同部世田谷総合支所区民課戸籍係に勤務する職員の項を削り、同部戸籍係(世田谷総合支所区民課戸籍係を除く。)又は区民・戸籍担当に勤務する職員(戸籍事務に従事する職員に限る。)の項中「土曜日」を「4週間を通じ4日(毎月の第3土曜日を含め、その割振りは別に定める。)」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年6月23日から施行

する。

告 示

◎世田谷区告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
26-64
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目2番1
- 3 変更の区域
延長 48.11メートル
幅員 0.25メートル
面積 12.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月3日

◎世田谷区告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 54-30
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷六丁目794番112の内
(2) 世田谷区祖師谷六丁目794番112の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 10.98メートル
幅員 0.65メートルから
0.71メートルまで
面積 7.52平方メートル
(2) 延長 12.59メートル
幅員 0.05メートルから
0.08メートルまで
面積 0.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月3日

◎世田谷区告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月3日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
41-28
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台二丁目853番62か

- ら853番67まで
- 3 変更の区域
延長 35.84メートル
幅員 1.00メートル
面積 34.70平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月3日

◎世田谷区告示第62号

令和元年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和元年6月4日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日 令和元年6月12日(水)午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
尾山台クラブ
- 2 区域
世田谷区等々力一丁目11番の一部、12番の一部、13番、14番、15番の一部、27番の一部、28番、29番の一部及び30番の一部並びに世田谷区尾山台二丁目4番の一部、5番から7番まで、15番の一部、16番から18番まで、19番の一部、31番の一部及び32番の一部の区域
- 3 主たる事務所
東京都世田谷区尾山台二丁目17番19号
- 4 代表者の氏名及び住所
森薫
東京都世田谷区尾山台二丁目17番19号
- 5 変更があった事項及びその内容
主たる事務所
東京都世田谷区等々力一丁目12番5号
代表者の氏名及び住所
井上徹
東京都世田谷区等々力一丁目12番5号

◎世田谷区告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月6日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 名称
代田東町会
 - 2 区域
世田谷区代田二丁目12番及び18番から36番まで並びに世田谷区代田五丁目1番から35番までの区域
 - 3 事務所
東京都世田谷区代田二丁目20番6号
 - 4 代表者の氏名及び住所
笹岡正
東京都世田谷区代田五丁目6番21号
 - 5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
白石幸江
東京都世田谷区代田五丁目35番29号メゾンホワイト301

◎世田谷区告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目803番57の内
- 3 変更の区域
延長 8.94メートル
幅員 0.11メートルから
0.20メートルまで
面積 1.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月6日

◎世田谷区告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年6月6日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目803番57の内
- 3 変更の区域
延長 0.02メートル
幅員 0.20メートル
面積 0.005平方メートル

◎世田谷区告示第67号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月7日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D007-05
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1171番54
- 3 変更の区域
延長 38.72メートル
幅員 0.63メートル
面積 24.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月7日

◎世田谷区告示第68号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。この関係図面は、令和元年6月7日から2週間世田谷区道路・交通政策部道路指導課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区駒沢四丁目19番先から世田谷区駒沢四丁目17番先まで
- 3 指定年月日
令和元年6月7日

◎世田谷区告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和元年6月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根三丁目267番9
- 3 変更の区域
延長 15.39メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.81平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月10日

◎世田谷区告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和元年6月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間

世田谷区宇奈根一丁目258番44の内

- 3 変更の区域
面積 0.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月10日

◎世田谷区告示第71号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和元年6月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-D355-01
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根一丁目258番44の内から258番4の内まで
- 3 変更の区域
延長 19.38メートル
幅員 1.08メートルから1.10メートルまで
面積 21.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月10日

◎世田谷区告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和元年6月10日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根二丁目126番1の内
- 3 変更の区域
延長 13.96メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月10日

◎世田谷区告示第73号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年6月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 11-D022-12
(2) 11-D022-13
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代沢一丁目22番5の内

(2) 世田谷区代沢一丁目22番5の内

- 3 変更の区域
(1) 延長 0.20メートル
幅員 0.29メートル
面積 0.06平方メートル
(2) 延長 0.05メートル
幅員 0.30メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第74号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D022-14
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目22番5の内
- 3 変更の区域
延長 12.81メートル
幅員 0.29メートルから0.30メートルまで
面積 3.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月11日

◎世田谷区告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区船橋五丁目1124番2地先無番の内
- 3 供用開始の区域
延長 16.72メートル
幅員 0.66メートルから0.91メートルまで
面積 13.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月11日

◎世田谷区告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田五丁目905番2の内

<p>3 変更の区域 延長 11.18メートル 幅員 0.05メートルから 0.16メートルまで 面積 1.02平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月11日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第77号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年6月11日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年6月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目793番16の内から793番21の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 7.77メートル 幅員 0.41メートルから 0.48メートルまで 面積 3.46平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月11日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第78号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により告示する。 令和元年6月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 株式会社日本エルダリーケアサービス</p> <p>2 主たる事務所の所在地 (変更前)東京都千代田区永田町一丁目11番30号サウスヒル永田町5F (変更後)東京都港区芝公園三丁目4番30号32芝公園ビル7階</p> <p>3 事業所の名称 おおきなき明大前</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイイツ1F</p> <p>5 事業所番号 1331204675</p> <p>6 事業の種類 特定相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 変更の年月日 平成31年4月2日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第79号</p>

<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により告示する。 令和元年6月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業者の名称 株式会社日本エルダリーケアサービス</p> <p>2 主たる事務所の所在地 (変更前)東京都千代田区永田町一丁目11番30号サウスヒル永田町5F (変更後)東京都港区芝公園三丁目4番30号32芝公園ビル7階</p> <p>3 事業所の名称 おおきなき明大前</p> <p>4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイイツ1F</p> <p>5 事業所番号 1371200914</p> <p>6 事業の種類 障害児相談支援事業</p> <p>7 事業の主たる対象者 特定なし</p> <p>8 変更の年月日 平成31年4月2日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第80号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年6月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年6月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-G154</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目626番の内</p> <p>3 変更の区域 延長 3.90メートル 幅員 0.35メートル 面積 1.38平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月12日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第81号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年6月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年6月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p>

<p>2 変更の区間 (1) 世田谷区桜一丁目678番5の内 (2) 世田谷区桜一丁目678番5の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 8.34メートル 幅員 0.45メートルから 0.57メートルまで 面積 4.39平方メートル (2) 延長 8.70メートル 幅員 0.44メートルから 0.45メートルまで 面積 3.97平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月12日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第82号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和元年6月12日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年6月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区桜一丁目678番7の内</p> <p>3 供用開始の区域 延長 0.20メートル 幅員 0.44メートル 面積 0.08平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月12日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第83号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和元年6月13日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和元年6月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目78番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 7.54メートル 幅員 0.57メートルから 0.59メートルまで 面積 4.40平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和元年6月13日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第84号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和元年6月13日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第85号</p>

世田谷区公報

次の世田谷区立地区会館は、令和元年9月17日から令和2年2月29日までの期間その供用を中止する。

令和元年6月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区立九品仏地区会館
- 2 位置
東京都世田谷区奥沢七丁目34番3号

◎世田谷区告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第

42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和元年6月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2825号
- 2 指定年月日 令和元年6月13日
- 3 指定の位置 世田谷区赤堤五丁目50番18の一部及び502番87の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 27.32メートル

- 6 申請者氏名 株式会社エスケーホーム
代表取締役 永田 健

◎世田谷区告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和元年6月14日

世田谷区長 保坂展人

平成30年度下半期の財政状況（平成31年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,208.7億円	688.4億円	574.3億円	81.1億円	220.3億円	408.4億円	3,181.3億円
収入済額	1,140.1億円	616.5億円	587.2億円	64.9億円	10.0億円	404.8億円	2,823.4億円
収入率	94.3%	89.5%	102.2%	80.1%	4.5%	99.1%	88.8%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	土木費	教育費	環境費	公債費	その他	合計
予算現額	1,575.4億円	479.6億円	390.5億円	384.3億円	126.9億円	49.5億円	175.1億円	3,181.3億円
支出済額	1,360.9億円	359.8億円	296.9億円	268.0億円	116.7億円	48.1億円	138.7億円	2,589.1億円
執行率	86.4%	75.0%	76.0%	69.7%	92.0%	97.2%	79.2%	81.4%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会計		国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計	学校給食費会計
予算現額		858.6億円	216.7億円	691.9億円	28.6億円
歳入	収入済額	783.4億円	209.1億円	581.2億円	25.1億円
	収入率	91.2%	96.5%	84.0%	87.6%
歳出	支出済額	800.4億円	208.5億円	568.7億円	24.7億円
	執行率	93.2%	96.2%	82.2%	86.1%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人口計	世帯	特別区税予算現額	ひとりあたりの負担額	1世帯あたりの負担額
平成26年度	861,995人	15,838人	877,833人	458,286世帯	112,156,465千円	127,765円	244,730円
平成27年度	870,918人	17,076人	887,994人	464,939世帯	115,257,528千円	129,795円	247,898円
平成28年度	877,508人	18,549人	896,057人	470,579世帯	117,833,019千円	131,502円	250,400円
平成29年度	883,516人	20,097人	903,613人	476,252世帯	118,597,194千円	131,248円	249,022円
平成30年度	890,581人	21,514人	912,095人	483,199世帯	120,872,043千円	132,521円	250,150円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	民生債	減税等補てん債	総務債	合計
現在高	238.9億円	155.7億円	86.4億円	45.2億円	33.1億円	559.4億円
構成比	42.7%	27.8%	15.4%	8.1%	5.9%	100.0%

6. 区有財産の状況

土地	建物	工作物・樹木・立木	有価証券	出資による権利	債権	基金
249万874.61㎡	123万1989.01㎡	303億6098万円	4億3000万円	28億4296万円	53億7674万円	941億6233万円

世田谷区公報

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年6月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 りらケア
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区赤堤三丁目30番17-101号
- 3 事業者の名称 株式会社りらケア
- 4 廃止届受理年月日 令和元年5月28日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第89号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月17日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-D215-01
- 2 変更の区間 世田谷区羽根木一丁目864番14の内
- 3 変更の区域
延長 14.20メートル
幅員 0.64メートルから0.65メートルまで
面積 9.19平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月17日

◎世田谷区告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宇奈根三丁目256番8
- 3 変更の区域
延長 2.10メートル
幅員 0.99メートルから1.00メートルまで
面積 2.10平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月20日

◎世田谷区告示第91号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 45-D667-04
- 2 変更の区間 世田谷喜多見五丁目4284番17から4284番14まで
- 3 変更の区域
延長 51.64メートル
幅員 0.24メートルから0.25メートルまで
面積 12.74平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月20日

◎世田谷区告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ジャンティーク世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区玉川三丁目39番9号
- 3 事業者の名称 株式会社未来設計
- 4 廃止届受理年月日 令和元年5月30日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-26
- 2 変更の区間 世田谷区桜丘二丁目2995番19の内から2995番18の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.09メートル
幅員 0.23メートルから0.27メートルまで
面積 2.60平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月20日

◎世田谷区告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区代沢一丁目11番14の内
- 3 変更の区域
延長 21.13メートル
幅員 1.50メートルから1.66メートルまで
面積 33.89平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月20日

◎世田谷区告示第95号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月20日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 21-D545-04
(2) 21-D545-05
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原二丁目518番9の内
(2) 世田谷区松原二丁目518番9の内から518番30の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.22メートル
幅員 0.65メートル
面積 4.93平方メートル
(2) 延長 14.46メートル
幅員 0.82メートルから0.90メートルまで
面積 13.02平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和元年6月20日

◎世田谷区告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目722番8地先無番から727番6の内まで

3 変更の区域
 延長 5.64メートル
 幅員 0.18メートル
 面積 1.02平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年6月21日

◎世田谷区告示第97号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年6月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G071-01
- 2 廃止する起終点
世田谷区北沢五丁目727番6地先無番から727番6地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年6月21日

◎世田谷区告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区松原二丁目682番11の内から682番18まで
(2) 世田谷区松原二丁目682番5の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.56メートル
幅員 0.38メートルから0.57メートルまで
面積 4.06平方メートル
(2) 延長 6.40メートル
幅員 0.70メートルから0.84メートルまで
面積 4.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月21日

◎世田谷区告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南鳥山四丁目598番8

3 変更の区域
 延長 6.57メートル
 幅員 0.28メートル
 面積 1.78平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和元年6月21日

◎世田谷区告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月21日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区八幡山三丁目225番18の内
(2) 世田谷区八幡山三丁目225番18の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 37.48メートル
幅員 1.64メートル
面積 64.08平方メートル
(2) 延長 40.82メートル
幅員 0.26メートルから0.28メートルまで
面積 11.13平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月21日

◎世田谷区告示第101号

令和元年6月21日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和元年6月21日

世田谷区長 保坂展人

令和元年度世田谷区一般会計補正予算(第1次)
 別添省略

◎世田谷区告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-52
- 2 変更の区間
世田谷区中町四丁目85番49の内
- 3 変更の区域
延長 12.39メートル
幅員 0.36メートル
面積 4.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月24日

◎世田谷区告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤二丁目1140番14の内
- 3 変更の区域
延長 3.25メートル
幅員 0.88メートルから0.95メートルまで
面積 3.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月24日

◎世田谷区告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年6月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 40-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷六丁目1番33の内から5番9地先無番まで
(2) 世田谷区祖師谷六丁目736番25の内から736番24の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 18.16メートル
幅員 1.41メートルから1.42メートルまで
面積 25.62平方メートル
(2) 延長 11.41メートル
幅員 0.00メートルから0.62メートルまで
面積 3.79平方メートル

◎世田谷区告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和元年6月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R元-1
- 2 認定する起終点
世田谷区祖師谷六丁目736番24の内から1番53の内まで
- 3 道路の延長
104.55メートル
- 4 道路の幅員

6.00メートルから6.70メートルまで
5 道路の面積
641.51平方メートル

◎世田谷区告示第106号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年6月24日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月24日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-G048
- 2 廃止する起終点
世田谷区祖師谷六丁目1番5地先無番から1番53地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年6月24日

◎世田谷区告示第107号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和元年6月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画緑化地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区の市街化区域全域
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第108号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年6月25日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢七丁目43番41の内から145番36まで
- 3 変更の区域
延長 20.73メートル
幅員 0.13メートルから
0.17メートルまで
面積 3.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月25日

◎世田谷区告示第109号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規

定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年6月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G002
- 2 廃止する起終点
世田谷区玉川田園調布一丁目3535番3
- 3 廃止の期日
令和元年6月26日

◎世田谷区告示第110号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年6月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G076
- 2 廃止する起終点
世田谷区玉川田園調布二丁目679番12
- 3 廃止の期日
令和元年6月26日

◎世田谷区告示第111号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和元年6月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G014
- 2 廃止する起終点
世田谷区奥沢一丁目19番3の内
- 3 廃止の期日
令和元年6月26日

◎世田谷区告示第112号
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和元年6月26日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
33-Z003
- 2 位置
世田谷区奥沢一丁目19番3の内
- 3 廃止の期日
令和元年6月26日

◎世田谷区告示第113号
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。
この関係図面は、令和元年6月27日から2週間世田谷区道路・交通政策部道路指導課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区桜一丁目26番先から世田谷区桜一丁目15番先まで
- 3 指定年月日
令和元年6月27日

◎世田谷区告示第114号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
52-18
- 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目269番1地先無番
- 3 変更の区域
延長 27.94メートル
幅員 2.72メートル
面積 76.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和元年6月27日

◎世田谷区告示第115号
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和元年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
(1) 11-Z035
(2) 11-Z039
- 2 位置
(1) 世田谷区代沢二丁目269番4地先無番から269番3地先無番まで
(2) 世田谷区代沢五丁目1218番7地先無番から1220番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和元年6月27日

◎世田谷区告示第116号
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3

世田谷区公報

月世田谷区規則第45号) 第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

- (1) 11-Z057
- (2) 11-Z058
- (3) 11-Z059
- (4) 11-Z060

2 位置

- (1) 世田谷区代沢二丁目269番4地先無番
- (2) 世田谷区代沢二丁目269番3地先無番
- (3) 世田谷区代沢五丁目1220番3地先無番
- (4) 世田谷区代沢五丁目1219番1地先無番から1218番7地先無番まで

3 用途

区管理水路

◎世田谷区告示第117号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称

よしいりハビリティサービス

2 事業所の所在地

東京都世田谷区上北沢四丁目19番6号

3 事業者の名称

株式会社よしい治療センター

4 廃止届受理年月日

令和元年5月31日

5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区経堂三丁目358番2の内

3 変更の区域

延長 17.42メートル
幅員 0.24メートルから0.29メートルまで
面積 4.82平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年6月27日

◎世田谷区告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-28

2 変更の区間

世田谷区下馬六丁目79番41から79番23の内まで

3 変更の区域

延長 4.88メートル
幅員 0.14メートルから0.25メートルまで
面積 1.24平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年6月27日

◎世田谷区告示第120号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

21-G094

2 一部を廃止する起終点

(旧) 世田谷区世田谷三丁目1016番8地先無番から1016番15地先無番まで
(新) 世田谷区世田谷三丁目1016番8地先無番から1018番17地先無番まで

3 廃止の期日

令和元年6月27日

◎世田谷区告示第121号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和元年6月27日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月27日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

21-G094-01

2 指定する起終点

世田谷区世田谷三丁目1019番地先無番

3 用途

区管理道路

◎世田谷区告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和元年6月28日から

15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

31-4

2 変更の区間

世田谷区豪徳寺一丁目2007番16から2007番15まで

3 変更の区域

延長 9.97メートル
幅員 0.60メートルから0.74メートルまで
面積 6.73平方メートル

◎世田谷区告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和元年6月28日から15日間世田谷区道路・交通政策部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷五丁目1083番17から1083番16まで

3 変更の区域

延長 13.84メートル
幅員 1.01メートルから1.03メートルまで
面積 14.15平方メートル

4 供用開始の期日

令和元年6月28日

公 告

◎世田谷区公告第8号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年6月10日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区岡本二丁目472番1 472番3 472番4 472番5 472番6 472番7 472番8 472番9 472番10 472番11 472番12 472番13 472番14 472番15	東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎

472番16 472番17	令和元年6月19日から令和2年3月6日まで	29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和元年6月27日 世田谷区長 保坂展人				
◎世田谷区公告第9号 国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。 令和元年6月19日 世田谷区長 保坂展人	◎世田谷区公告第10号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和元年6月25日 世田谷区長 保坂展人	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区深沢二丁目46番1</td> <td>東京都中央区銀座六丁目17番1号三井不動産レジデンシャル株式会社代表取締役 藤林 清隆</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区深沢二丁目46番1	東京都中央区銀座六丁目17番1号三井不動産レジデンシャル株式会社代表取締役 藤林 清隆
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区深沢二丁目46番1	東京都中央区銀座六丁目17番1号三井不動産レジデンシャル株式会社代表取締役 藤林 清隆					
1 事業計画が定められた年月日 平成31年4月1日 2 調査を実施する者の名称 世田谷区 3 調査地域 世田谷区喜多見六丁目の一部 世田谷区豪徳寺二丁目の一部 世田谷区喜多見三丁目の一部 4 調査面積 0.20平方キロメートル 5 調査内容 地籍調査 6 調査期間	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区瀬田四丁目363番6 363番9</td> <td>神奈川県横浜市西区平沼一丁目3番17号 株式会社プロネット 代表取締役 内海 満廣</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区瀬田四丁目363番6 363番9	神奈川県横浜市西区平沼一丁目3番17号 株式会社プロネット 代表取締役 内海 満廣	◎世田谷区公告第12号 情報公開制度の実施状況の公表について 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第28条の規定により、平成30年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。 令和元年6月28日 世田谷区長 保坂展人
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区瀬田四丁目363番6 363番9	神奈川県横浜市西区平沼一丁目3番17号 株式会社プロネット 代表取締役 内海 満廣					
	◎世田谷区公告第11号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第					

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況							取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示	不存在	拒否等	存否応答	
区長	671	177	458	22	3	17	2	14	
教育委員会	24	4	9	11	1	10	0	0	
選挙管理委員会	5	1	3	1	0	1	0	0	
監査委員	2	0	0	2	0	2	0	0	
農業委員会	2	0	0	2	0	2	0	0	
議会	5	1	1	3	0	3	0	0	
計	709	183	471	41	4	35	2	14	

2 請求者内訳

区内在住者	126人
区内法人等	149団体
区内在勤者	3人
区内在学者	3人
その他	428人

3 開示決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長	
区長	12件
教育委員会	1件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議会	1件
計	14件
(2) 30日を超える延長	

区長	7件
教育委員会	3件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議会	0件
計	10件
4 その他	
不服申立て件数	4件

◎世田谷区公告第13号

個人情報保護制度の実施状況の公表について
 世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第48条の規定により、平成30年度の個人情報保護制度の実施

状況を次のとおり公表する。

令和元年6月28日
 世田谷区長 保坂展人

1 個人情報を取り扱う業務の登録及び処理の委託並びに個人情報の目的外利用及び外部提供の状況

(1) 業務登録件数	245件
(2) 外部委託件数	652件
(3) 目的外利用件数	497件
(4) 外部提供件数	553件

2 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録の状況

(1) システム開発等に伴う新たな記録	3件
(2) 既存システムへの記録項目の追加	3件

3 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況							取下げ
		全部開	一部開	非開	非開	不存	拒否等	存否	

関	数	示	示	示	示	在	等 応 答	げ
区 長	95	17	60	13	2	10	1	5
教 育 委 員 会	5	1	3	1	0	1	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	1	1	0	0	0	0	0	0
計	101	19	63	14	2	11	1	5

- (2) 開示請求に対する決定期間延長の件数
- ア 30日までの延長 10件
 - イ 30日を超える延長 4件
- (3) 訂正請求件数 0件
- (4) 利用中止請求件数 0件
- 4 その他
- (1) 不服申立て件数 2件
 - (2) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への諮問件数
 - ア 収集禁止事項の収集 0件
 - イ 本人外からの収集 1件
 - ウ 外部委託 25件
 - エ 目的外利用 1件
 - オ 外部提供 0件
 - カ 電子計算機への記録 6件
 - キ 回線結合 13件
 - ク その他 1件

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。
令和元年6月28日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第9号
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（一部改正）

世田谷区教育委員会規則第10号
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（一部改正）

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「及び第10条」を「及び第10条第1項」に改める。

第3条第1号中イをアとし、同号ロ中「就学通知書等」を「就学通知書及び学校指定通知書兼許可通知書」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをウとし、ニをエとし、同条第2号中「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を加え、同号イ中「就学通知書等」を「就学通知書」に改め、同号イを同号アとし、同号ロを同号イとし、同条第3号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、ホをオとし、ヘをカとし、トを

キとし、チをクとし、リをケとし、ヌをコとし、同条第4号中イをアとする。

附 則
この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（「用賀まちづくりセンター」の次に「、二子玉川まちづくりセンター」を加える部分に限る。）は、同月16日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第10条の規定による」を「第10条第1項に規定する」に改め、同条第3項中「第10条ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）
第7条の2 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあっては時間）の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

- (1) 第3号に規定する部署以外の部署に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）次のア及びイに定める時間
 - ア 1月において超過勤務を命ずる時間について45時間
 - イ 1年において超過勤務を命ずる時間について360時間
- (2) 1年において勤務する部署が次号に規定する部署から前号に規定する部署となった職員 次のアからウまでに定める時間及び月数
 - ア 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間
 - イ 次号に規定する部署から前号に規定する部署となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）において次号ア、ウ及びエに定める時間及び月数
 - ウ 特定期間の末日の翌日から1年の末日までの期間において前号アに定める時間及び当該期間の月数に30を乗じて得た時間
- (3) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）

の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

- ア 1月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満
- イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間
- ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
- エ 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月

2 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員又は従事していた職員に対し、前項各号に定める時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、その超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に定める時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずるときは、その超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
第4号様式及び第5号様式中「㊦」を削る。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和元年11月30日までの間におけるこの規則による改正後の第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（令和元年

7月以降の期間に限る。)とする。
 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和元年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和元年6月3日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和元年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,291

6分の1の数 127,417

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 194,084

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和元年6月3日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第23回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和元年6月21日

世田谷区農業委員会会長

高橋昌規

1 開催日時 令和元年6月28日(金)
午後3時

2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

3 審議事項

- (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
- (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第6号

平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月5日

世田谷区監査委員 萩原賢一

同 阿部能章

同 山口裕久

同 津上仁志

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

1 指摘事項

提出された計算書類に係る附属明細書の一部に、単純な記載漏れや記載の誤りが見受けられた。
 社会福祉法人は公益事業を行うことから、会計年度において作成すべき計算書類等は、法令で定められ、公表が求められている。また、準拠すべき社会福祉法人会計基準は厚生労働省令で定められている。
 補助金事業等収益について、計算書類等に誤りがある場合や、同基準に則った適切な勘定科目で公表されない場合には、補助金の確定額に誤差が生じるおそれがある。計算書類等については正確性を確保し、より透明性の高い公表内容となるよう努められたらいい。

2 指摘事項等に対する措置状況

計算書類に係る附属明細書の一部の単純な記載漏れや記載の誤りについては、社会福祉法人世田谷ボランティア協会（以下「ボランティア協会」という。）が、新たに設けられた様式について、内容の理解が不十分であったため生じた。対応については、ボランティア協会へ新たに記載手順をマニュアル化するとともに、改正内容の周知徹底を図るよう指導した。明細書の記載漏れや誤りについては、既に修正したことを確認した。
 また、補助金事業等収益の勘定科目の相違は、ボランティア協会の経理システムの設定ミスによるものであるため、区補助金等の科目表示がある小科目目までを表示（公開）するよう、ソフトの設定を変更し改善を図り修正を行った。
 今後、補助金交付事務に係る提出書類が適正に作成されるよう、所管課において、定期的に計算書類等のチェックをするとともに、今回の指摘事項及び改善内容等の周知徹底を図った。

株式会社 GROOVY

1 指摘事項

認証保育所運営事業の収支に関わる現金の取扱いについては、保管方法等を明確にし、現金出納帳又はそれに替わるものを作成するなど、適正に管理されたらいい。

2 指摘事項等に対する措置状況

認証保育所の現金の取扱いについては、東京都認証保育所指導監督基準の会計経理では、現金受領の際の領収書の発行、現金を取り扱う機数担当など牽制機能を持った残高確認体制による適正な現金管理、現金出納簿などの帳簿による会計管理の適正化を定めている。
 当該認証保育所においては、現金の収支にかかると現金出納簿が作成されていない及び領収書、現金の保管方法に一部不適切である事が確認された。理由としては、現金の出し入れは適宜代表者が一人で行い通帳やレシートにより入出金の管理を行い、経理は、一月分をまとめ税理士に帳簿の作成を委託していたが、これまでの東京都の指導監査において指摘されてこなかったことから現行の方法で管理してきた。
 今回の指摘後、直ぐに現金出納簿を作成したうえで税理士に会計管理を委託するとともに、現金の保管方法についても適正な管理ができるよう改善を図っている。